令和５年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業（下半期分）実施要綱

令和５年１０月２６日

保健医療部長決裁

１　目　的

　　この要綱は、県内の医療機関等が、新型コロナウイルス感染症への対応として必要となる設備の整備等を行い、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を強化することを目的とする。

２　事業内容

（１）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

　　ア　目的

　　　　新型コロナウイルス感染症患者に入院医療を提供する医療機関（新型コロナウイルス感染症患者を受入れた実績があり、G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関に限る。）において、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないようにするため、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的とする。

　　イ　実施者

　　　　新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関（新型コロナウイルス感染症患者

　　　　を受入れた実績があり、Ｇ－ＭＩＳ上に実績及び受け入れ可能病床数等の入力を

　　　　行う新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関に限る。）

　　ウ　内容

　　　　新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の設備整備を支援する。

　　エ　整備対象設備

　　　　　令和２年度、令和３年度、令和４年度、令和５年４月１日から９月３０日までに本事業による補助を受けた医療機関は、病棟単位（区画単位含む）による対応から病室単位での対応に変更する場合において新規に必要となる設備並びに「（カ）簡易病室及び付帯する備品」のうち撤去費用、現状回復費用及びリース終了に伴って生じる修繕費以外は対象外とする。

　　（ア）新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費

　　（イ）人工呼吸器及び付帯する備品

　　（ウ）簡易陰圧装置

　　（エ）簡易ベッド

　　（オ）体外式膜型人工肺及び付帯する備品

　　（カ）簡易病室及び付帯する備品

　　（キ）ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）

　　（ク）ＨＥＰＡフィルター付きパーテーション

　　　　※令和６年１月３１日までに納品があったものを補助対象とする。

　　　　　ただし、「（カ）簡易病室及び付帯する備品」のうち撤去費用、現状回復費用及びリース終了に伴って生じる修繕費についてのみ令和６年３月３１日までの執行分について補助対象とする。

　　オ　留意事項

　　（ア）整備した設備については、新型コロナウイルス感染症患者等発生までの間において、保守点検を行うなど、整備した医療資器材等を使用できる体制を整えること。

　　（イ）事業実施に当たっては、対象医療機関が通常使用している医療資器材について事前に把握し、医療従事者が支障なく使用できるよう考慮すること。

（２）外来対応医療機関設備整備事業

　　ア　目的

 　　新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、発熱患者等の診療に対応する医療機関（以下「外来対応医療機関」という。）を確保することにより、県民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止することを目的とする。

　　イ　実施者

　　　　新型コロナウイルス感染症患者や同感染症の疑い例を診療した実績がある外来対

　　　応医療機関等

　　　　対象医療機関等については、下記の厚生労働省通知等に基づき指定を受けた医療機関のうち、新型コロナウイルス感染症患者や同感染症の疑い例を診療した実績がある場合に限り認める。

　　　　　　対象施設は、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令

　　　　　和２年２月１日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連

　　　　　絡」に基づき設置された帰国者・接触者外来、「次のインフルエンザ流行に備え

　　　　　た体制整備について」（令和２年９月４日厚生労働省新型コロナウイルス感染

　　　　　症対策推進本部事務連絡）及び「「新型コロナウイルス感染症の令和５年１０月

　　　　　以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和５年９

　　　　　月１５日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づく

　　　　　外来対応医療機関（本県においては、診療・検査医療機関）とする。

　　ウ 内容

　　　　外来対応医療機関等の設備整備を支援する。

　　エ　整備対象設備

　　　　　令和２年度、令和３年度、令和４年度、令和５年４月１日から９月３０日までに本事業（旧帰国者・接触者外来等設備整備事業含む）による補助を受けた医療機関は「（エ）簡易診療室及び付帯する備品」のうち撤去費用、現状回復費用及びリース終了に伴って生じる修繕費以外は対象外とする。

　　（ア）ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）

　　（イ）ＨＥＰＡフィルター付きパーテーション

　　（ウ）簡易ベッド

　　（エ）簡易診療室及び付帯する備品

　　　　※令和６年１月３１日までに納品があったものを補助対象とする。

　　　　　ただし、「（エ）簡易診療室及び付帯する備品」のうち撤去費用、現状回復費用及びリース終了に伴って生じる修繕費についてのみ令和６年３月３１日までの執行分について補助対象とする。

（３）新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

　　ア　目的

　　　　発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことを目的とする。

　　イ　実施者

　　　　疑い患者を診療した実績がある救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関

　　ウ　内容

　　　　疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関の院内感染を防止するために必要な設備整備等を支援する。

　　　　なお、対象となる医療機関は保険医療機関に限る。

　　エ　整備対象設備

　　　　　令和２年度、令和３年度、令和４年度、令和５年４月１日から９月３０日までに本事業による補助を受けた医療機関は「（エ）簡易診療室及び付帯する備品」のうち撤去費用、現状回復費用及びリース終了に伴って生じる修繕費以外は対象外とする。

　　（ア）新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費

　　（イ）簡易陰圧装置

　　（ウ）簡易ベッド

　　（エ）簡易診療室及び付帯する備品

　　（オ）ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）

　　（カ）ＨＥＰＡフィルター付きパーテーション

　　（キ）救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品

　　（ク）周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器

　　　　※令和６年１月３１日までに納品があったものを補助対象とする。

　　　　　ただし、「（エ）簡易診療室及び付帯する備品」のうち撤去費用、現状回復費用及びリース終了に伴って生じる修繕費についてのみ令和６年３月３１日までの執行分について補助対象とする。

 オ 留意事項

　　（ア）「救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関」は、救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等とする。

　　（イ）本事業を実施する医療機関は、救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れること。ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、受入れ医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、他院への転院搬送を行っても構わない。

　　（ウ）本事業の対象については、救急・周産期・小児医療において疑い患者を受け入れるために要するものに限る。

　　（エ）事業実施に当たっては、対象医療機関が通常使用している医療資器材について事前に把握し、医療従事者が支障なく使用できるよう考慮すること。

３　経費の負担等

　　この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、令和５年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業（下半期分）交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

　附　則

　　この要綱は令和５年１０月２６日から施行する。なお、令和５年１０月１日から適用

　する。